

2008年10月27日

日本銀行政策委員会

政策委員会議長の職務を代理する者の決定について

政策委員会は、本日、日本銀行法第16条第5項の規定に基づき、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を以下のとおり決定した。

1. 政策委員会議長白川 方明委員に事故がある場合に議長の職務を代理する者を山口 廣秀委員とすること。
2. 白川 方明委員及び山口 廣秀委員に事故がある場合に議長の職務を代理する者を西村 清彦委員とすること。

以 上